



3月13日からマスク着用を個人の判断に委ねることを基本とする点、5月8日から新型コロナウイルスが感染法上の分類が5類へ変更となる点が政府から示されました。

世の中の流れは生活様式の正常化に向かっていますが、感染症に気を付けて日々過ごしていきましょう。

最新情報（2023年1月1日～2023年1月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 1月16日	公 開 草 案	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）	公会計委員会では、公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、「その他の記載内容」の対象範囲を整理し明確にするため、改正の検討を行いました。 このたび一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 1 月 16 日	公 開 草案	「公会計委員会実 務指針第 7 号「独 立行政法人の財務 諸表に関する監査 上の取扱い及び監 査報告書の文例」 の改正について (公開草案)	公会計委員会では、公会計委員会実務指針第 7 号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、「その他の記載内容」の対象範囲を整理し明確にするため、改正の検討を行いました。 このたび一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—
2023 年 1 月 16 日	公 開 草案	「公会計委員会実 務指針第 8 号「地 方独立行政法人の 財務諸表に関する 監査上の取扱い及 び監査報告書の文 例」の改正につい て(公開草案)	公会計委員会では、公会計委員会実務指針第 8 号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、「その他の記載内容」の対象範囲を整理し明確にするため、改正の検討を行いました。 このたび一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—
2023 年 1 月 20 日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 83 号 「サステナビリティ ・プログラム情 報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号：強制力のない ガイダンスの追 加」に対するコメ ントの提出につい て	国 際 会 計 士 連 盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board：IPSASB）から、2022 年 11 月 3 日に公開草案第 83 号「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号：強制力のないガイダンスの追加」（Reporting Sustainability Program Information—RPGs 1 and 3: Additional Non-Authoritative Guidance.）が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2023 年 1 月 16 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 1 月 10 日	その 他	ロシア連邦向けの 会計・監査サービ スの提供の禁止措 置に伴うグループ 監査における構成 単位の財務情報に 関する作業の実施 の取扱い（許可が 必要な規制取引に 該当するか否かの 考え方）	<p>ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、我が国ではロシア連邦に対する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）による支払規制を含めた諸般の措置を実施しています。</p> <p>2022 年 7 月 5 日に、外務省、財務省及び経済産業省から「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」が公表され、財務省告示（7 月 5 日公布）により、ロシア連邦向けに公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務及び財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する事務を行う業務（以下「会計・監査サービス」という。）並びに経営コンサルティング・サービス等の提供が許可制とされました。当該措置は、2022 年 9 月 5 日以後に開始される役務取引について適用されております。</p> <p>今般、当該財務省告示における会計・監査サービスの業務への適用に関する解釈について、本会から財務省国際局調査課外国為替室に対して問合せを行いましたので、その内容について、以下のとおりお知らせします。</p> <p>なお、本周知文書の前提となるロシア連邦向けの会計・監査サービスの提供については慎重に検討し、外為法をはじめとした関係法令に従った対応を行っていただきますようお願いいたします。また、ご不明な点があれば、財務省国際局調査課外国為替室にお問い合わせください。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について】

2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開示」などに関して、制度整備を行うべきとの提言がなされました。

提言を踏まえて、以下の改正が、有価証券報告書及び有価証券届出書の記載事項に実施されます。

①サステナビリティに関する企業の取組みの開示

(1)サステナビリティ全般に関する開示

サステナビリティ情報の「記載欄」が「第二部 第2【事業の状況】」に新設されます。

有価証券報告書に新設される「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄に「ガバナンス」及び「リスク管理」の記載事項が必須となり、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載が求められます。

また、サステナビリティ情報を有価証券報告書の他の箇所に含めて記載した場合には、サステナビリティ情報の「記載欄」において他の記載箇所を参照できるとしています。

(2)人的資本、多様性に関する開示

人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等の記載事項を必須とし、サステナビリティ情報の「記載欄」に「戦略」と「指標及び目標」の記載が求められます。

また、女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表している会社及びその連結子会社に対しては、その指標を有価証券報告書においても記載することが求められます。

(3)サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組み

サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組みに関して、以下の様に示されています。

・「戦略」と「指標及び目標」について、重要性を判断した上で記載しないこととした場合にその判断や根拠の開示が期待される点。

・気候変動対応が重要である場合に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示すべきであり、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1・Scope2のGHG排出量の積極的な開示が期待される点。

・「女性管理職比率」等の多様性に関する指標は、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて、連結ベースの開示に努めるべきである点。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

なお、サステナビリティ情報の開示における重要性の考え方は、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことが予定されています。

②コーポレートガバナンスに関する開示

取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）、内部監査の実効性及び政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要に関して、記載が求められます。

改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等は、2023年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書から適用予定となっています。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703